

不服申立て事案答申第 129 号の概要について

1 件名

事故による身体障害に関する個人情報の不開示（不存在）決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 29 年 7 月 31 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、「事故による身体障害に関する個人情報（裁判関係の書類及び身体障害者手帳に関連する書類は除く。）」（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）について自己情報の開示請求を行った。

これに対し、知事が同年 8 月 16 日付けで本件請求対象保有個人情報は廃棄済みであるとして不開示決定をしたところ、審査請求人は、身体障害者である情報は個人情報に付帯する情報として取り扱われるべきである性格のものであるから永年保存とするべきであるとの理由で不開示決定の取消しを求める審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

(1) 本件請求対象保有個人情報について

ア 本件開示請求書を総合窓口において受け付けた平成 29 年 8 月 2 日時点では、「開示請求をする保有個人情報」の欄は「身体障害に関する個人情報」と記載されているのみであったことから、同日、総合窓口の受付業務を担当する愛知県県民生活部県民生活課（当時）職員が審査請求人に請求内容を確認したところ、審査請求人が、愛知県職員として勤務していた際の事故による自己の身体障害に関する個人情報（以下「事故による身体障害に関する情報」という。）を請求したいとの趣旨であった。

イ 審査請求人は、愛知県を被告として、前記アの事故によって生じた傷害に係る入通院慰謝料、後遺症慰謝料、後遺症による逸失利益及び弁護士費用を損害とする損害賠償請求を提起していることから、当該訴訟関係文書（以下「訴訟関係文書」という。）が本件請求対象保有個人情報に該当することも考えられた。

このため、平成 29 年 8 月 10 日、愛知県県民生活部（当時）の職員が審査請求人に確認したところ、自らの訴訟関係文書は所持しているため、事故による身体障害に関する情報には含まれない旨の補正があった。

ウ また、平成 29 年 8 月 14 日、審査請求人が、県民生活部に所属する職員の人事（公務災害補償を含む。）に関する事務を所管する愛知県県民生活部県民総務課（当時。以下「県民総務課」という。）職員に対して、身体障害者手帳を所持している旨を述べたため、愛知県の福祉相談センターにおいて管理している身体障害者手帳交付申請書、身体障害者診断書・意見書（肢体不自由障害用）、身体障害者

診断書・意見書審査票及び身体障害者手帳の交付依頼通知が、本件請求対象保有個人情報に該当することも考えられたが、同月 15 日、県民総務課職員が審査請求人に確認したところ、自らの身体障害者手帳に関連する書類は事故による身体障害に関する情報には含まれない旨の補正があった。

よって、本件請求対象保有個人情報は、事故による身体障害に関する情報のうち、訴訟関係文書及び身体障害者手帳に関連する書類を除いたものと解した。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 審査請求人は平成 20 年度まで愛知県職員であり、身体障害に関する情報は、人事異動の配慮を行う上で必要であることから、仮に審査請求人が自身の障害に関する情報を申告していれば、本人の申告に基づき、人事異動に関して作成される自己申告シートⅠ、自己申告シートⅡ及び障害者職員名簿に記載されて、審査請求人が最後に所属していた所属の主管課である愛知県総務部総務課（以下「総務部総務課」という。）が管理していたと考えられる。しかし、自己申告シートⅠ及び自己申告シートⅡは、「人事情報修正・変更」という 5 年保存の行政文書ファイル（簿冊）に管理するため、その保存期間は 5 年である。また障害者職員名簿は、「人事照復」という 1 年保存の行政文書ファイル（簿冊）に管理するため、その保存期間は 1 年である。

総務部総務課の平成 25 年度保存文書目録（廃棄）には、平成 20 年度所属職員の自己申告シートⅠ及び自己申告シートⅡを管理する「人事情報修正・変更」という行政文書ファイル（簿冊）について、平成 26 年 3 月 31 日に廃棄の登録をしたことが記載されている。また同課の平成 22 年度保存文書目録（廃棄）には、平成 20 年度所属職員の障害者職員名簿を管理する「人事照復」という行政文書ファイル（簿冊）について、平成 22 年 4 月 1 日に廃棄の登録をしたことが記載されている。これらのことから、審査請求人の障害に関する情報が記載されている可能性のある自己申告シートⅠ、自己申告シートⅡ及び障害者職員名簿は、遅くとも平成 26 年度までに、いずれも廃棄している。

イ 審査請求人は、前記(1)アの事故による公務災害認定を受けているが、公務災害関係の行政文書ファイル（簿冊）名は、認定事務を行う愛知県総務部人事局職員厚生課（以下「職員厚生課」という。）においては「県常勤職員公務災害」であり、事故が発生した所属及び認定請求書が経由する県民総務課においては「公務災害」である。その保存期間は、職員厚生課及び県民総務課においては 5 年、事故が発生した所属においては 3 年であり、審査請求人の公務災害関係の文書（以下「公務災害関係文書」という。）は廃棄している。念のため、これらの所属において再度公務災害関係文書を探索したが、存在しなかった。

なお、訴訟関係文書には公務災害関係文書も含まれているが、前記(1)イのとおり、訴訟関係文書は本件請求対象保有個人情報には含まれていない。

ウ 以上のとおり、本件請求対象保有個人情報に該当する可能性のあるものは全て探索したが、いずれも廃棄されていたため、不存在を理由とする不開示決定を行ったものである。

エ なお、審査請求人は本件審査請求書において、「身体障害者（機能障害）である情報は、現在から将来に亘って本人を形成するものであり、個人情報に付帯する情報として取り扱われるべきである性格のものであるから永年保存とするべきである。」と主張している。しかし、愛知県行政文書管理規程（平成 16 年愛知県訓令第 4 号。以下「文書管理規程」という。）第 60 条第 2 項には、当該行政文書の保存期間を「主務課長が定めるものとする。」とされていることから、同項の規定に基づき、前記ア及びイのとおり、前記行政文書の主務課長が、保存期間を 5 年又は 1 年と定めている。

また、審査請求人は本件審査請求書において、「請求人の身体障害という個人情報がないことは、愛知県個人情報保護条例第 1 条（目的）の「個人の権利利益を保護することを目的とする。」に反するものである。」とも主張しているが、条例第 10 条においては、文書管理規程第 60 条第 2 項に定める保存期間を経過した場合など、「保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。」と規定している。これは、保存期間が経過しているにもかかわらず個人情報を管理し続けるなど、個人情報の管理が適正に行われない場合には、個人の権利利益が侵害されるおそれが生ずることから、定められたものである。

よって、保存期間経過後は個人情報を廃棄することこそ、条例第 1 条のとおり「個人の権利利益を保護すること」になるため、審査請求人の主張には理由がない。

なお、平成 29 年 9 月 28 日付けで審査請求人が追加資料として提出した「証明書」と題する特定の市の社会福祉事務所所長名の文書については、同月 14 日時点で、実施機関ではない特定の市の社会福祉事務所が、審査請求人の手帳情報を管理していることが分かる文書に過ぎない。加えて、前記(1)ウに記載のとおり、審査請求人の身体障害者手帳に関連する書類は、本件請求対象保有個人情報には含まれていないため、当該追加資料は本件請求対象保有個人情報と何ら関係がない。

4 審議会の結論

本件請求対象保有個人情報について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

ア 当審議会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件開示請求書を受け付けた時点では、本件開示請求書の「開示請求をする保有個人情報の内容」の欄に、「身体障害に関する個人情報」と記載されているのみであったため、本件開示請求書の記載が開示請求の対象となる保有個人情報を特定するために必要な事項として十分でないと考えたことから、審査請求人に対して補正を依頼したところ、審査請求人から、「事故による」、「裁判関係の書類は除く」及び「身体障害者手帳に関連する書類は除く」との内容を追加する旨の回答があったとのことであった。

イ 当審議会において、本件開示請求書を見分したところ、「開示請求をする保有個人情報の内容」の欄には「身体障害に関する個人情報」と記載されており、その周辺に「事故による」旨を請求者に確認、「裁判関係の書類は除く」旨を請求者に電話で確認及び「身体障害者手帳に関連する書類は除く」旨を請求者に電話で確認との記載とともに、確認をした日時及び特定の職員の名前が付記されていた。

ウ 当審議会において、実施機関から提出された審査請求人との電話記録を見分したところ、「実施機関が身体障害者手帳に関連する書類を探索すると、審査請求人に身体障害者手帳が交付された際の交付申請書が、愛知県健康福祉部障害福祉課に管理されていたが、これは審査請求人自身がお持ちではないかと思う。」旨を実施機関から連絡し、これを受けて、審査請求人は、「不存在となることは分かった。いいですよ。」と発言したことが認められた。

当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、審査請求人の前記発言をもって、本件請求内容から「身体障害者手帳に関連する書類は除く」旨の回答があったと解したとのことであった。

エ 以上のことから、自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び審査請求人が実施機関に提出した反論書並びに実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、事故による身体障害に関する情報のうち、裁判関係の書類及び身体障害者手帳に関連する書類を除いたものと解される。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 本件請求対象保有個人情報について

実施機関によれば、本件請求対象保有個人情報としては、人事異動に関して作成されるもの及び公務災害関係文書が考えられるとのことである。

イ 保存期間について

(ア) 人事異動に関して作成されるもの

実施機関によれば、審査請求人は平成 20 年度まで愛知県職員であり、身体障

害に関する情報は、仮に審査請求人が自身の障害に関する情報を申告していれば、本人の申告に基づき、人事異動に関して作成される自己申告シートⅠ、自己申告シートⅡ及び障害者職員名簿に記載されて、審査請求人が最後に所属していた所属の主管課である総務部総務課が管理していたと考えられるとのことである。

当審議会において、文書管理規程を見分したところ、行政文書の保存期間の区分は、30年、10年、5年、3年、1年及び1年未満と定められており、行政文書の保存期間は、別表に定める行政文書保存期間区分基準に基づき主務課長が定めるものと規定されていることが認められた。

実施機関によれば、自己申告シートⅠ及び自己申告シートⅡは、愛知県総務部総務課長が「人事情報修正・変更」という5年保存の行政文書ファイル（簿冊）に管理することを定めたことから、その保存期間は5年であり、また障害者職員名簿は、「人事照復」という1年保存の行政文書ファイル（簿冊）に管理することを定めたことから、その保存期間は1年であるとのことである。

(イ) 公務災害関係文書

実施機関によれば、審査請求人は、前記3(1)アの事故による公務災害認定を受けているとのことである。

また、公務災害関係の行政文書ファイル（簿冊）名は、認定事務を行う職員厚生課においては「県常勤職員公務災害」であり、事故が発生した所属及び認定請求書が経由する県民総務課においては「公務災害」であって、その保存期間は、職員厚生課及び県民総務課においては各課長が5年と定め、事故が発生した所属においては所属長が3年と定めたことから、公務災害関係文書は廃棄しているとのことである。

(ウ) 本件請求対象保有個人情報の存否について

当審議会において、実施機関から提出された平成22年度保存文書目録（廃棄）を見分したところ、平成20年度所属職員の障害者職員名簿を管理する行政文書ファイル（簿冊）である「人事照復」について平成22年4月1日付けで廃棄登録がされ、平成25年度保存文書目録（廃棄）を見分したところ、平成20年度所属職員の自己申告シートⅠ及び自己申告シートⅡを管理する行政文書ファイル（簿冊）である「人事情報修正・変更」についても平成26年3月31日付けで廃棄登録がされていることが認められた。

また、当審議会において、実施機関から提出された行政文書ファイル管理簿を見分したところ、公務災害関係文書の保存期間については、実施機関の主張どおり、職員厚生課及び県民総務課においては5年、事故が発生した所属においては3年であることが認められた。

以上のことから、本件請求対象保有個人情報として考えられるものはいずれ

も、本件開示請求日である平成 29 年 7 月 31 日時点では、文書管理規程に基づいて定められた保存期間が満了しており、その保存期間の延長等の事情も推認できないことから、本件請求対象保有個人情報に廃棄済みであるとした実施機関の説明が特段不自然、不合理とまではいえない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報の存否については前記(2)で述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

なお、審査請求人は「身体障害者（機能障害）である情報は、現在から将来に亘って本人を形成するものであり、個人情報に付帯する情報として取り扱われるべきである性格のものであるから永年保存とすべきである。」と主張するが、文書の保存期間は文書管理規程に基づき主務課長が定める事柄であり、当審議会の判断が及ぶところではない。